

表 1 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用 途	階数・延べ面積 (階数は地階を含む)
小・中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
幼稚園、保育所	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のため の施設	
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	